

## 「関東・関西在住」 南阿蘇村人会の開催

村出身者で、関東・関西圏にお住まいの方を対象に、「関東・関西在住」南阿蘇村人会が開催されます。情報交換や同郷者の相互の親睦と、郷土の地域振興に寄与することを目的とした会です。

関東・関西県にお住まいで、この会に参加を希望される方は、政策企画課企画係までご連絡ください。

### ■関西

11月10日(土) 午後2時

ホテル・アゴラ大阪守口

大阪府守口市河原町10・5

### ■関東

11月25日(日) 午後2時

都市センターホテル

東京都千代田区平河町2・4・1



昨年の関西在住南阿蘇村人会

### 〈問い合わせ〉

政策企画課 企画係 Tel (67) 2230

## 熊本地震により被災した場合の新設合併浄化槽補助

熊本地震により被災し、合併処理浄化槽の設置・転換をする人を選考に、整備費用の一部を補助します。(※通常分の設置補助についてはお問い合わせください。)

### ■補助の対象

- 補助対象地域に住所を所有し、居住を目的とした住宅に浄化槽を設置する人  
(貸家、アパート、事務所などは対象になりません)
- 村税等を滞納していない人 など

### ■補助額

人 槽	金 額 (円)
5人槽	444,000
7人槽	486,000
10人槽	576,000

詳しくはお問い合わせください。

### ※注意事項

- 補助金の交付決定通知を受けてから工事を行ってください。
- 浄化槽の工事は、工事を実施する年度の3月中旬までに完了する必要がありますので、工事期間には十分ご注意ください。
- 補助金の振込みは、確認検査を行った後になります。
- 罹災証明書、地震後の写真等の添付が必要です。  
予算に達し次第終了(先着順)となります。

〈問い合わせ〉 環境対策課 水質保全係 Tel (67) 3176

## 南阿蘇村教育資金利子補給金制度 を「ご存じですか?」

高校や大学などへの入学金や授業料などに要する資金を必要として、株式会社日本政策金融公庫や村が定める金融機関の教育ローンの貸し付けを受けた保護者に対して、その返済利子の一部(年間5万円を限度とする)を助成する制度です。

### ■対象となる保護者

- ① 学校教育法に規定する高等学校、大学(短期大学含む)、高等専門学校および専修学校(高等課程および専修課程)に在学している人の保護者
- ② 村内に1年以上居住し、かつ、村の住民基本台帳に登録されている人
- ③ 村税などを滞納していない人
- ④ その借り受けた教育ローンを確認に返済している人

### ■利子補給金

- ① 利子補給の額は1年間(1月～12月)に支払った返済利子の総額に対して行い、50,000円が限度です。
- ② 利子補給金の支給期間は、利子補給金が交付される日

の属する月の翌月から当該交付決定にかかる修学先の正規の修学期間が終了するまで。

③ 利子補給金の交付を希望する場合は、教育資金を借り入れる金融機関を経て申請しなければなりません。

### ■提出書類

- 教育資金利子補給金交付申請書(様式第1号)
- 村のホームページに添付してあります。
- 利息の支払額を証明する書類
- 償還予定表の写し
- 在学証明書の写し
- 住民票の写し
- 村税の納税状況を確認できる書類

### ■申請期間

- 平成31年1月末日まで
- ※平成30年1月1日～12月31日に支払いが完了した利子

### 〈問い合わせ〉

教育委員会 学校教育係  
Tel (67) 1602